資 料 7

行財政改革の推進体制の概要

行財政改革推進委員会

1　委員会の組織
(1) 委員長（委員互選）
(2) 委員　10名以内（うち公募１名）
(3) 任期　２年（再任可）

2　委員会の所掌事務
行財政改革大綱の策定及び推進状況について、青森県行財政改革推進本部に意見を述べ、必要な助言等を行う。

3　会議の招集
委員長

意見、助言等 →

← 状況報告等

行財政改革推進本部

1　推進本部の組織
(1) 本部長　　知　事
(2) 副本部長　　副知事
(3) 本部員
部長、行政改革・危機管理監、
観光国際戦略局長、
エネルギー総合対策局長、
出納局長、地域県民局長、
病院事業管理者、
教育長、警察本部長

2　推進本部の所掌事項
(1) 行財政改革大綱の策定及び実施に関すること。
(2) 行財政改革大綱の進行管理に関すること。
(3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

3　会議の招集
本部長

4　会議の出席者
本部長、副本部長、本部員、
総務部次長、本部長が命じた職員

行財政改革推進本部幹事会

1　幹事会の組織
(1) 会　長　　行政改革・危機管理監
(2) 副会長　　総務部次長
(3) 幹　事
各部局主管課長、
地域県民局地域連携部長、
財政課長、人事課長、
行政経営推進室長

2　幹事会の所掌事項
(1) 行財政改革推進本部会議に関する事務の整理に関すること。
(2) その他行財政改革の推進に関する調査検討等に関すること。

3　会議の招集
会長

4　会議の出席者
会長、副会長、幹事、
会長が命じた職員